

## 総長選考・監察会議（第3回）

令和6（2024）年6月21日（金）

13：00～15：00

### 議 題

1. 総長の間接評価の実施について
2. 総長の賞与に係る職務実績評価について
3. 運営方針会議設置にかかる学内の検討状況等について
4. その他

### 配付資料

1. 総長の間接評価関係資料【非公表】
2. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書【非公表】
- 3-1. 国立大学法人法の一部を改正する法律の概要等
- 3-2. 運営方針会議に係る検討状況について
4. 東京大学総長選考・監察会議議長所信表明（議長就任にあたって）
5. 令和6年度 総長選考・監察会議関係日程
6. 令和6年度第2回総長選考・監察会議議事要旨（案）

## 趣旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合する。

## 概要

### 1. 運営方針事項の決議及び法人運営の監督等を担う運営方針会議の設置

#### (1) 運営方針会議の権限【第21条の5、第21条の6、第21条の8関係】

- ① 運営方針会議を設置する国立大学法人において、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項（運営方針事項）については、運営方針会議の決議により決定する。
- ② 運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求することができる。
- ③ 運営方針会議は、学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

#### (2) 運営方針会議の組織等【第21条の4関係】

運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

#### (3) 運営方針会議を設置する国立大学法人【第21条の2、第21条の3、第21条の9関係】

- ① 理事が7人以上の国立大学法人のうち、収入及び支出の額、収容定員の総数、教職員の数を考慮して事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの（特定国立大学法人）は運営方針会議を設置することとする。
- ② 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができる（準特定国立大学法人）こととする。

### 2. 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- ① 国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置又は整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする。【第33条関係】
- ② 国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあっては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする。【第33条の4関係】

### 3. 国立大学法人の統廃合【別表第1関係】

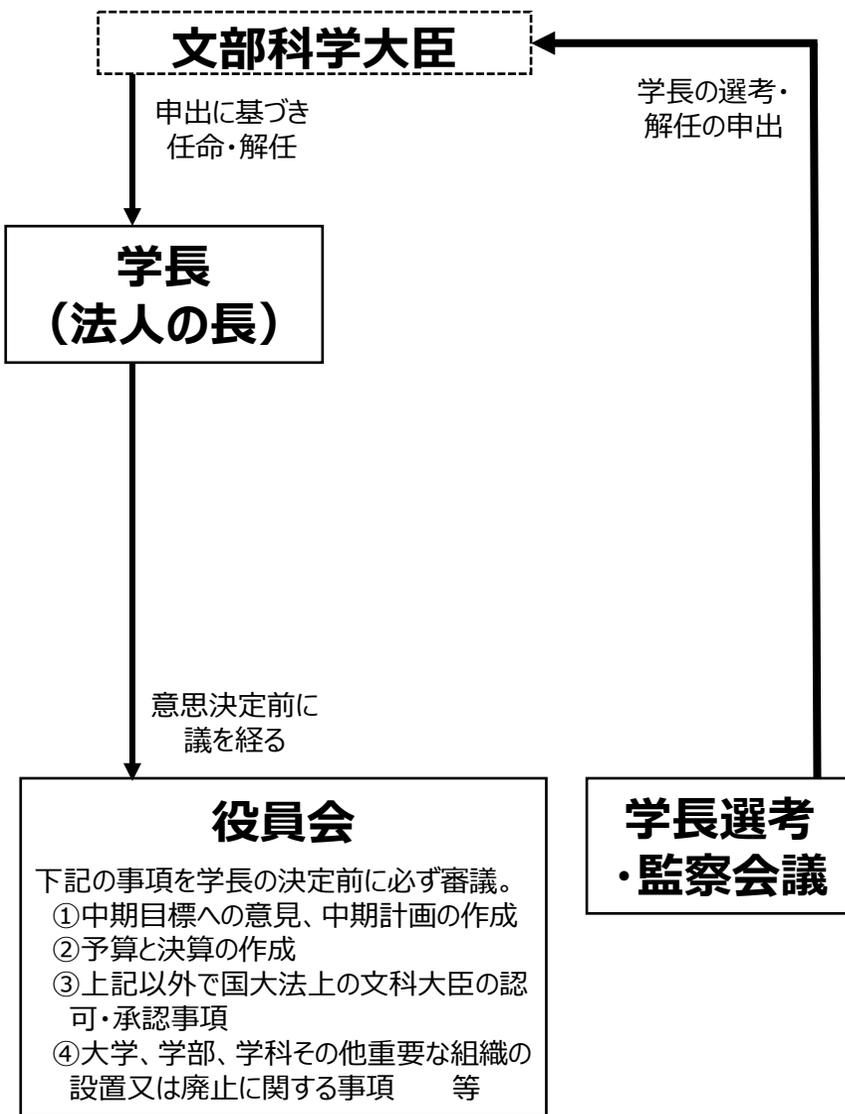
国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合して国立大学法人東京科学大学とする。

**施行期日** **令和6年10月1日**（ただし、2. に係る規定は令和6年4月1日、3. のうち準備行為に係る規定は公布日）

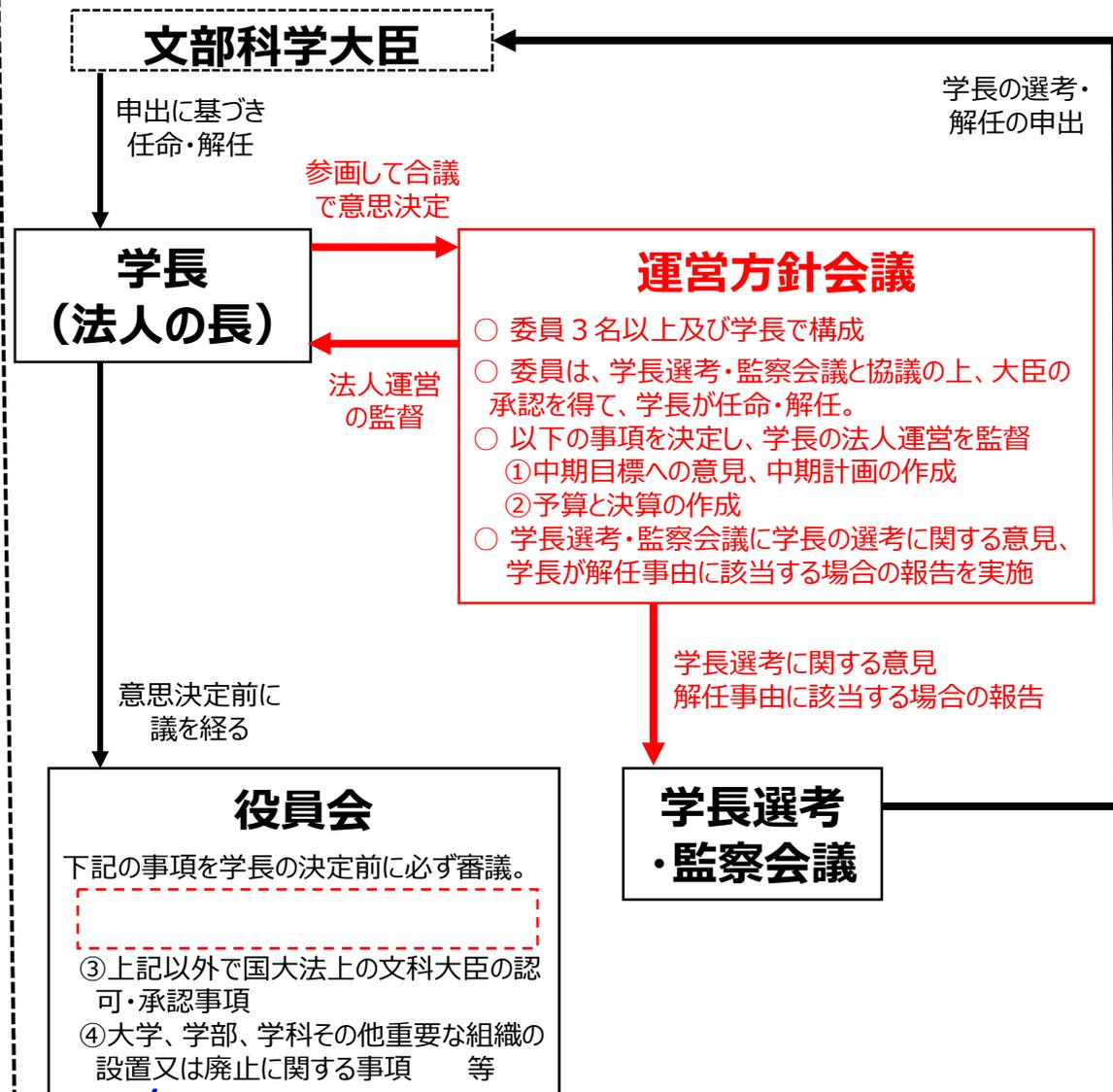
※その他、令和元年の改正の際に手当する必要があった別表第一及び別表第二<sup>3</sup>について、所要の手当を行う。

# 国立大学法人の内部機関等の相互関係（運営方針会議の設置前後の比較）

## 設置前



## 設置後



# 国際卓越研究大学に求められる ガバナンス要件について

# 国際卓越研究大学に求められるガバナンス体制の方向性について

## 1. 経緯

- 法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保する等の観点から、運営方針会議の設置を規定した改正国立大学法人法が令和5年12月に成立（令和6年10月施行）。
- これを踏まえ、国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる認定要件を明確化し、国際卓越法施行規則や基本方針について必要な改正を行うことが必要。

## 2. 国際卓越研究大学の合議制の機関に求められる事項

- 国際卓越研究大学は、世界最高水準の研究大学として、新たな研究領域の創出など次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行い、また、社会との対話の中で大学の知的資産を価値化する観点から、国内外の多くのステークホルダーに対し適切に説明を行うことが求められる。そのため、法人の長一人の指導力のみならず、学内外の専門性を持つ者を集めて経営方針を策定し、安定的・継続的に経営方針を維持・充実するとともに、世界中の多様なステークホルダーとの対話や組織的なコンプライアンスの確保等の経営に係る意思決定機能や執行に関する監督機能を強化することが必要となる。
- このため、国際卓越研究大学に対しては、執行に関する監督機能や大学の運営に関する重要事項の決定に権限を有する合議制の機関の設置を求めることとしており、その認定に際しては、合議制の機関\*について以下の事項を確認することとする（施行規則または基本方針に明記）。

\*国立大学においては国立大学法人の運営方針会議、私立大学においては学校法人の理事会または評議員会、公立大学においては定款により公立大学法人に設置される合議制の機関

### <合議制の機関の構成>

- ✓ 知識、能力、経験\*をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。

\*現行基本方針に示す大学の経営、法律、会計等の大学の運営に関連する重要事項に関するもの

- ✓ 申請大学が、構成員のスキル・マトリックスを開示し、適切な知識、能力、経験を有する構成員が参画していることを挙証すること。

- ✓ 大学の運営に関する重要事項の議決について、執行部から独立していること及び学内に対する客観性が十分に担保されていること。

\*執行部関係構成員のみや学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み（例えば、特別多数決の導入、執行部以外や学外構成員による賛成を議決の要件とする、構成員の相当程度（例：半数以上）を学外構成員とする、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とする等）を構築することが求められる

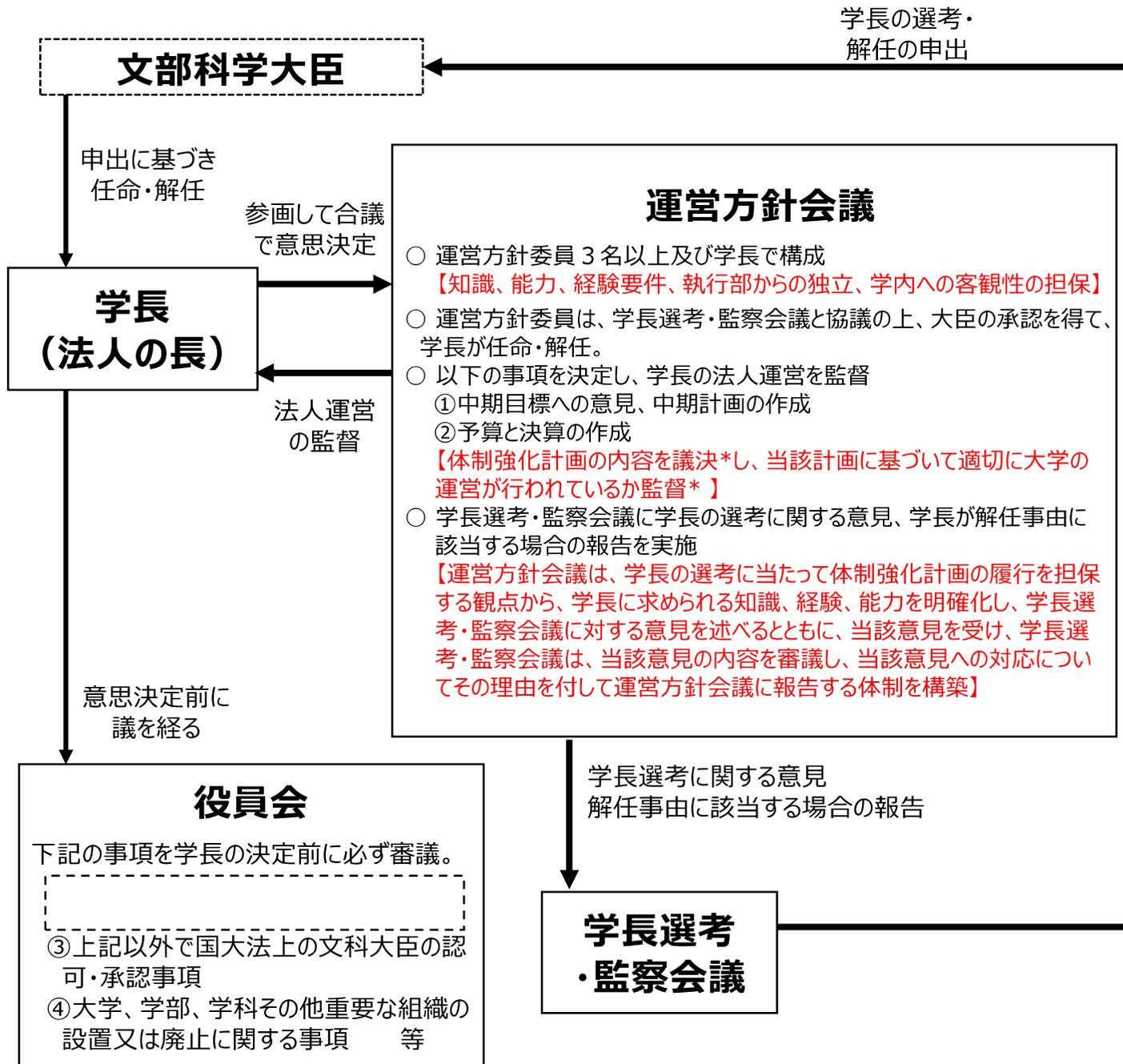
### <合議制の機関の機能>

- ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画（体制強化計画）等の大学の運営に関する重要事項を議決し、議決した事項の履行状況を監督すること。

- ✓ 上記の役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保する上で法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、必要な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

# 国立大学が国際卓越研究大学となる場合に合議制の機関に求められる事項

※赤字は、改正国立大学法人法が規定する運営方針会議に係る事項に加えて、国際卓越研究大学の認定要件として合議制の機関（運営方針会議）に求められる事項を示す。



\*改正国立大学法人法では、運営方針会議の決議により決定できる事項は法定の運営方針事項に限定されており、体制強化計画を含め運営方針事項以外は学長が決定することとなる。ただし、法人の大きな運営方針の継続性・安定性を確保するという運営方針会議の設置趣旨を踏まえれば、学長の決定に先立ち、学長が主体的に運営方針会議に対し、体制強化計画に関する議決を求めることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。監督権限についても、国立大学法人法上では運営方針事項に限定されているが、学長が主体的に報告し、求めに応じることは可能であり、国際卓越研究大学の認定要件としてこれを求めることとする。

# 学長選考・監察会議に関わる事項

## 〈運営方針委員に関する事項〉

- ◆ 学長は、運営方針委員を任命／解任するにあたり、学長選考・監察会議と協議を行う。

### 【任命】

- ・ 運営方針委員は、第12条第6項に規定する者（※人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者）のうちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。（法人法第21条の4第2項）

### 【解任】

- ・ 前項において準用する第17条第2項の規定（※心身の故障、職務上の義務違反等による役員の解任）により学長が行う運営方針委員の解任は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、行うものとする。（法人法第21条の4第6項）

- ◆ 運営方針委員の任期を規則で定めるにあたり、学長選考・監察会議の議を経る。

- ・ 運営方針委員の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする。（法人法第21条の4第4項）

## 〈学長の選考・解任に関する事項〉

- ◆ 運営方針会議は、選考基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

- ・ 運営方針会議は、第12条第6項の基準（※学長選考・監察会議が定める選考基準）その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べるができる。（法人法第21条の8第2項）

- ◆ 運営方針会議は、学長が解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、その旨を学長選考・監察会議に報告する。

- ・ 運営方針会議は、学長が第17条第2項又は第3項（※不適当な職務執行による役員の解任）に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。（法人法第21条の8第1項）

## 運営方針会議に係る検討状況について

## 1. 委員の構成

- ・運営方針会議の委員数は、学内委員と学外委員を同数としたうえで、12名または14名とする。
- ・学内委員は、総長、プロポスト相当の役員、CFO、その他役員1名ないし2名に加え、教育研究評議会により選出された者2名ないし3名とする。

## 〈理由〉

改正国立大学法人法第21条の4第1項において、「運営方針会議は、3人以上の運営方針委員及び学長で組織する」とされており、この条件が満たされる限り、委員数や学内委員と学外委員の比率など含め、具体的な構成は各法人の判断に委ねられている。一方で、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「国際卓越研究大学基本方針」という。）においては、「合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること」が求められている。

本学としては、運営方針会議がその議決を行うにあたり、学内委員と学外委員双方の建設的な対話による合意形成を促す観点から、両者のいずれかに比重が偏ることがないように、学内委員と学外委員を同数とすることが適当と考えている。また、運営方針会議は大学の重要事項に関する実質的な審議・決定を行う議決機関であることから、その意思決定には多様な委員の意見が反映されることが重要である一方、意思決定の機動性が損なわれないことも不可欠と考えている。

以上のことから、本学における運営方針会議においては、学内委員と学外委員を同数としたうえで、委員の多様性が確保でき、なおかつ実質的な議論を行うに適した規模として、委員数を12名（学内／学外委員6名ずつ）または14名（学内／学外委員7名ずつ）とすることが適当であると考えている。

また、総長以外の学内委員としては、大学運営におけるその役割の重要性に鑑み、プロポスト相当の役員及びCFOは原則として加わるものとしたうえで、本学の大きな方針の決定にあたり執行部の知見は重要であるという観点から、その他にも役員を1名ないし2名加えることが適当であると考えている。さらに、教育研究の現場の声を本学の意思決定に反映させるために、役員以外の者であって、本学の運営に関する十分な知見・経験を有する学内教職員のうちから教育研究評議会が選出する者を2名ないし3名加えることが適当と考えている。

## 2. 委員の多様性

- ・委員における女性割合はおおよそ5割を目安とする。
- ・外国籍の委員を加えることを積極的に考える。
- ・上記のほか、委員の世代や専門分野に関しても多様な構成となるよう配慮する。

### 〈理由〉

上記1. において示したとおり、国際卓越研究大学基本方針において、運営方針会議の構成員は「ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成」が求められている。また、本学としても、UTokyo Compass の重要な基本理念の一つとして多様性と包摂性を掲げている。このことを前提に、本学の運営方針会議においては、ジェンダー、国際性、世代、専門分野など様々な面において多様性を確保することが重要と考えている。

とりわけジェンダーバランスについては、本学全体として多様性と包摂性を推進する中で、UTokyo Compass において具体的な数字目標を設定し学生や教員の女性比率向上を目指していることを踏まえ、意思決定機関となる運営方針会議における女性割合はおおよそ5割を目安とすることが適切と考えている。

また、本学は東京大学憲章においてその組織と活動における国際性を高めることを掲げており、UTokyo Compass においても教育研究の様々な面における国際化を謳っていることから、国際的な視点を取り入れることも重要と考えており、その観点から、国外での活動経験を持つ者、中でも外国籍の者を委員に加えることを積極的に考えるものとする。なお、外国籍の者を委員として加えることにより言語の壁が生じることも想定されるが、その場合は運営方針会議の法定の権限を確実に実施することに支障がないよう、会議への実質的参加を担保できるよう適切な方策を講じるものとする。

委員の世代や専門分野についても多様な構成となることは重要であり、委員の選出にあたってはそれらの要素にも配慮するものとする。他方、学内委員については、上記1. のとおり役員のほか本学の運営に関する十分な知見・経験を有する学内教職員のうちから教育研究評議会が選出する者とするを想定しているため、若手世代を委員として加えることには一定の課題がある。このことを考慮し、総長が運営方針会議に提出する運営方針事項の議案を作成する過程において、若手を含む多様な学内構成委員の意見を吸い上げることが重要であると考えている。

### 3. 委員のスキルマトリックス

- ・委員に求める知識、能力、経験として、国際卓越研究大学基本方針に挙げられた「大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計」のほか、本学独自の項目として、「大学と社会との連携・協働」を加える。
- ・上記に加え、委員に「本学卒業生の代表」を含める

#### 〈理由〉

国際卓越研究大学基本方針において、「大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関する知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること」が求められている。本学としては、これらの項目は妥当であると考えている。そのうえで、より広く大学が社会に対し果たすべき役割に関する意見を取り入れる観点から、大学による社会貢献や大学に対する社会からの期待など含め、「大学と社会との連携・協働」という独自の項目を加えることが適当と考えている。その具体的な人材像としては、関係自治体の長やその他地域社会の代表者、社会起業家、国際的 NGO の経験者などが考えられる。

さらに、本学に対する学外からの支持・共感を呼び込むうえで本学卒業生は重要な存在であり、本学としても UTokyo Compass において卒業生ネットワークの強化を目標に掲げていることを考慮し、「本学卒業生の代表」を委員に加えることが適当と考えている。

### 4. 委員の任期

- ・委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、在任期間の上限は 6 年（再任回数上限 2 回）または 8 年（再任回数上限 3 回）とする。
- ・委員の一斉交代を避ける仕組みを設ける。

#### 〈理由〉

改正国立大学法人法第 21 条の 4 第 4 項において、「運営方針委員の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする」と定められている。

学外委員については、学外委員としての独立性・中立性が損なわれることを防止する観点から、任期の過度の長期化は避けることが望ましい。一方、運営方針会議は本学の重要事項に関する意思決定を行う機関である以上、委員には本学に関する十分な知識・理解が求められ、そのためには一定程度の長さの在任期間が認められるべきと考えられる。これ

らのバランスを考慮し、任期は2年かつ再任可能としたうえで、在任期間の上限を6年（再任回数上限2回）または8年（再任回数上限3回）とすることが適当と考えている。

学内委員については、学外委員と異なり、通常は委員となる前から本学において勤務し、学内の諸事情に通じていることから、本学に関する知識・理解という側面からは必ずしも学外委員と同様の長さの任期を設ける必要はない。他方、学内委員の在任期間が学外委員に対し短くなることにより、両者の間に望ましくない力関係の差が生じることも考えられるため、学内委員の任期も学外委員と同様に設定することが適当と考えている。

また、議論の継続性を担保する観点から、委員が一斉に交代することのないよう、適切な仕組みを設けることが必要と考えている。具体的には、運営方針会議発足時に最初の委員を任命する際に任期の特例を設け、委員のうち半数の任期の終期をずらすことなどが考えられる。

## 東京大学総長選考・監察会議議長所信表明

## —議長就任にあたって—

本年4月23日の総長選考・監察会議において議長に選出され、昨年度に引き続き、今年度もその重責を担うこととなりました。

総長選考・監察会議は、今年度は、「中間評価」として、藤井総長の任期前半（令和3年度～5年度）の任務遂行状況についての評価を行うこととなります。この中間評価においては、総長の自己評価書に対して経営協議会・教育研究評議会の委員や監事からも意見をいただくこととなっております。それらも踏まえつつ、総長就任後3年間の業績を様々な角度から検証・評価し、今後の法人経営のレベルアップに寄与するものとなるよう努めてまいりたいと思います。なお、毎年度行う総長の賞与に関する職務実績評価も、中間評価との重複を避けた手続の合理化を図りながら、着実に実施してまいります。

また、改正国立大学法人法の施行により、10月から、東京大学には経営の重要方針を決定する組織として「運営方針会議」が置かれることとなりますが、この運営方針会議の委員の任期の決定については、総長選考・監察会議の議を経ることとされ、同委員の選任については、総長選考・監察会議との協議を経ることとされています。この運営方針会議発足に当たっての総長選考・監察会議の役割を適切に果たすことも、今年度の重要な任務となります。

さらに、次期総長選考に向けて、必要な課題の検討に取り組んでいくこととなります。総長選考の在り方に関しては、前回の総長選考プロセスで明らかになった課題も含め、多くの検討課題がリストアップされており、次の総長選考までに検討・決定していくことが必要となっています。今年度の後半からは、これらの課題を、充実した議論により着実に検討を進めてまいりたいと思います。

以上のように、今年度の総長選考・監察会議に求められる任務は重要かつ多岐にわたっております。このような役割を十分に果たしていくためには、学内外に信頼される公正・中立な運営の下、活発な議論が十分に行われることが重要です。そのために微力ながら努めてまいりたいと存じますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2024（令和6）年5月21日

東京大学総長選考・監察会議議長 板東 久美子

## 令和 6 年度 総長選考・監察会議関係日程

月 日	事 項	備 考
4. 23(火) 15:00~16:30	総長選考・監察会議(第1回)	
5. 20(月) ~5. 22(水)	総長選考・監察会議 (第2回・書面審議)	
6. 21(金) 13:00~15:00	総長選考・監察会議(第3回) ※ <sup>1</sup>	総長の間接評価にかかる 自己評価書説明 15:00~ 15:45 経営協議会 16:00~18:00
7. 23(火) 13:00~14:45	総長選考・監察会議(第4回) 監事懇談	
8. 28(水) 13:00~15:00	総長選考・監察会議(第5回) 総長懇談※ <sup>2</sup>	
9. 18(水) 13:30~15:30	総長選考・監察会議(第6回)	経営協議会 16:00~18:00
10. 10(木) 9:00~10:30	総長選考・監察会議(第7回)	
11. 13(水) 13:00~15:30	総長選考・監察会議(第8回) 総長、理事懇談※ <sup>3</sup>	経営協議会 16:00~18:00
1. 10(金) 13:30~15:30	総長選考・監察会議(第9回)	経営協議会 16:00~18:00
3. 14(金) 13:30~15:30	総長選考・監察会議(第10回)	経営協議会 16:00~18:00

※1 6/21(金)は、会議終了後、総長より、経営協議会委員に対して、総長の間接評価にかかる自己評価書の説明を行う予定。

※2 8/28(水)は、「総長の賞与に係る職務実績の評価」を行う予定。

※3 11/13(水)は、総長の間接評価にかかる質疑(意見交換)を行う予定。

○ 上記の日程以外に書面審議を行う場合がある。

## 第2回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和6年5月20日（月）～5月22日（水）
2. 方 法：書面審議による
3. 出席委員：遠藤、国谷、国土、小林、酒匂、佐藤、関根、板東、浦野、杉山、中島、中西、南學、納富、兵藤、目黒 各委員
4. 陪 席 者：吉田監事、棚橋監事
5. 議題
  - 1 総長の中間評価に係る自己評価書の「参考資料」について
  - 2 その他
6. 配付資料
  - 1 総長の中間評価に係る自己評価書に関する意見の提出について（総長の中間評価に係る評価資料一式）
  - 2 第1回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 議事
  - 1 総長の中間評価に係る自己評価書の「参考資料」について  
議題1に関し、配付資料1に基づき、「総長の中間評価の実施に関する運用について（令和6年3月15日総長選考・監察会議）」第3条第2号に規定する参考資料について、「UTokyo Compass 2年経過成果報告」及び「UTokyo Compass モニタリング指標進捗状況の報告」を加えることについて審議を行った結果、委員から異議はなく、原案のとおり了承された。
  - 2 その他  
配付資料2に基づき、第1回総長選考・監察会議の議事要旨案の確認を求めたところ、委員から異議はなく、原案のとおり了承された。

以上